

**指定通所介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業**

重要事項説明書

この重要事項説明書(以下、「本書」という)は、利用者並びに、その身元引受人等、及び事業者の間で、令和 年 月 日に締結した「利用契約書」第1条第2項に基づき、利用者に対して事業者の概要、提供するサービスの内容・種類、利用にあたっての留意いただきたいことを説明するものです。

◇目次◇

1. 経営法人
2. 事業者の概要
3. 事業の目的
4. 運営の方針
5. 従業者の職種、員数、及び職務内容
6. 営業日及び営業時間
7. 通所介護事業の定員
8. 通所介護事業の内容
9. 通常の事業の実施地域
10. 通所介護事業の利用料等
11. サービス利用にあたっての留意事項
12. ハラスメント防止について
13. 虐待防止について
14. 緊急時等における対応
15. 非常災害対策
16. 事業所及びの従業者の守秘義務
17. サービス内容に関する相談・苦情の受付
18. 重要事項変更について
19. 法人経営でのその他運営事業

(付表)利用料金表

**社会福祉法人 悠生会
悠生園デイサービスセンター**

1. 経営法人

- | | | |
|--------------|-------------------------|------------------|
| ① 法人名 | 社会福祉法人 悠生会 | |
| ② 代表者名 | 理事長 篠原 和孝 | |
| ③ 法人所在地 | 福岡県大野城市中2丁目5番5号 | |
| ④ 電話/ FAX 番号 | 電話:092-504-1000 | FAX:092-504-2192 |
| ⑤ URL | http://www.yuseikai.jp/ | |
| ⑥ 設立年月日 | 昭和38年12月2日 | |

2. 事業者の概要

【本体事業所】

- | | | |
|-------------|----------------------------------|--|
| ① 事業所名 | 悠生園デイサービスセンター | |
| ② 事業所番号 | 4073200026 | |
| ③ 管理者名 | 所長 染川 伸幸 | |
| ④ 所在地 | 福岡県大野城市中2丁目3番1号 | |
| ⑤ 電話/FAX 番号 | 電話:092-504-5855 FAX:092-504-5602 | |

【サテライト事業所】

- | | | |
|-------------|----------------------------------|--|
| ① 事業所名 | 悠生園デイサービスセンター サテライトだんらん | |
| ② 事業所番号 | 4073200026 | |
| ③ 管理者名 | 所長 染川 伸幸 | |
| ④ 所在地 | 福岡県大野城市中2丁目5番5号 | |
| ⑤ 電話/FAX 番号 | 電話:092-504-7060 FAX:092-504-7061 | |

3. 事業の目的

社会福祉法人 悠生会が運営する悠生園デイサービスセンター(以下、「事業所」という)は、指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(以下、「本事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態、又は要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができると伴に、利用者家族の身体的・精神的な負荷の解消を図り、在宅での高齢者福祉の増進を図ることを事業の目的とする。

4. 運営の方針

本事業の運営の方針は以下のとおりとする。

- ① 高齢者の多様なニーズに対応できる通所介護事業所として、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保険・医療・福祉サービスの提供機関、並びに利用者身元引受人等と連絡・調整を密に行い、特色ある施設の運営に務める。
- ② 通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者が身体的・心理的・社会的に活性化できる計画的な機能訓練及び日常生活を営むために必要なプログラムを提供して、利用者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る。

- ③ 事業所の従業者は通所介護の提供に当たって利用者並びに身元引受人等に対し、懇切丁寧を旨としてサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④ 事業所は自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑤ 通所介護事業の運営に当たっては、地域との結びつきと密接な連帯を図り、総合的なサービス提供に努める。

5 従業者の職種、員数、及び職務内容

	職種・員数	内訳	職務内容
1	管理者 1名	・常勤兼務 1名	<ul style="list-style-type: none"> ○本体事業所及びサテライトだんらんの職員の管理、業務の実施状況の把握、その他管理の一元的な統括管理 ○老人福祉法、介護保険法、社会福祉法等関係法令、規程の遵守の職員への指揮命令 ○適切な利用者支援の実施及び評価、健康管理、苦情及び事故時の処遇関係の指揮命令
2	生活相談員 本体事業所 3名 サテライトだんらん 2名	・常勤兼務 5名	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者又はその家族に対しての相談、援助等の生活指導 ○利用受付、面接、利用契約手続き、ケアマネジャー等の関係機関との連絡調整 ○介護報酬請求、利用者負担金請求等の請求関係 ○広報、地域交流、研修/ボランティア受入れ対応 ○個別援助計画、月別報告、行事計画等の利用者処遇関係 ○入浴援助、食事援助、排泄援助、機能訓練、送迎業務 ○各種記録 ○苦情及び事故時の対応
3	介護職員 本体事業所 16名 サテライトだんらん 5名	・常勤専従 9名 ・常勤兼務 4名 ・非常勤専従 8名	<ul style="list-style-type: none"> ○個別援助計画、月別報告、行事計画等の利用者処遇関係 ○入浴援助、食事援助、排泄援助、機能訓練、送迎業務 ○各種記録 ○個別援助計画、月別報告、行事計画等の利用者処遇関係
4	看護師 本体事業所 2名 サテライトだんらん 2名	・非常勤兼務 4名	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の服薬管理、バイタルチェック等の健康管理、急変時の対応 ○家族及び医療機関との連絡調整、情報共有 ○個別援助計画、月別報告、行事計画等の利用者処遇関係 ○入浴援助、食事援助、排泄援助、機能訓練、送迎業務 ○各種記録
5	機能訓練指導員 本体事業所 3名 サテライトだんらん 2名	・常勤専従 1名 ・非常勤兼務 4名	○利用者の日常生活を営むのに必要な機能を維持するため、心身状況を把握し、他職種連携での機能訓練の実施

6. 営業日及び営業時間

1	営業日	月曜日～土曜日
2	休業日	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)
3	営業時間	本体事業所 午前8時30分～午後17時30分 サテライトだんらん 午前8時30分～午後17時30分
4	サービス提供時間	本体事業所 午前9時30分～午後16時00分 サテライトだんらん 午前9時30分～午後16時00分

7. 通所介護事業の定員

利用定員	合計 90 名	本体事業所 65名	サテライトだんらん 25名
------	---------	-----------	---------------

8. 通所介護事業の内容

1. 通所介護計画の作成	2. 介護に関する相談援助、生活指導	3. 健康状態の確認	4. 通所介護計画に沿った介護サービス
5. 日常動作訓練	6. 食事サービス	7. 入浴サービス	8. 送迎

9. 通常の事業の実施地域

大野城市、大宰府市、春日市、糟屋郡宇美町・志免町、福岡市博多区(一部地域)

10. 通所介護事業の利用料等

- ① 本事業のサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び市町村が定める基準(別紙付表)によるものとし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援保険者は、その2割(または3割)の額とする。
- ② 事業所は前項の支払いを受ける額の他、食事の提供に要する費用、オムツ代等、その他の通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用の支払いを受けるものとする。
- ③ 事業所は利用料等の費用の支払を受ける場合、及び利用料等の費用の変更の際は、利用者並びに身元引受人等に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- ④ 事業所は利用料等の費用の支払を受けたときは、サービスの内容、金額等を記載した領収書を利用者に交付することとする。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 事業所は利用申込者並びに身元引受人等に、あらかじめサービス提供に資する本書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
- ② 事業所は利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認し、また、認定審査会の意見があるときには、それに配慮する。
- ③ 利用者並びに身元引受人等は利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡することとする。
- ④ 利用者は事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこととする。
- ⑤ 利用者は他の利用者等の迷惑となる行動を慎むこととする。
- ⑥ 事業所は正当な理由なくサービス提供を拒まない。ただし、利用者の心身状態等によっては、やむを得ず利用中止を申し出る場合があることとする。

12. ハラスメント防止について

事業者は、介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメント防止に取り組む。

サービス利用に関する留意事項

- ① 従業者に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例:コップを投げつける/蹴る/唾を吐く 等
- ② 従業者に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
例:大声を発する/怒鳴る/特定の従業者に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する 等
- ③ 従業者に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
例:必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする 等

サービス契約の終了

利用者又は利用者家族から従業者に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、従業者的心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

13. 虐待防止について

事業所は利用者人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止啓発・普及するための研修を実施する等措置を講じる。

- (ア) 事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるように支援を行う。
- (イ) 当該事業所又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (ウ) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (エ) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定める。

【本体事業所】 悠生園デイサービスセンター 生活相談員 井上 靖

【サテライト事業所】 悠生園デイサービスセンター サテライトだんらん 生活相談員 田中 恵

14. 緊急時等における対応

事業所及び従業者は、サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合、速やかに身元引受人等又は緊急連絡先に状況を伝えこととする。ただし、看護職員が緊急性を要すると判断した場合は、救急車の搬送を優先とし、同時に身元引受人等又は緊急連絡先に医療機関に向かう旨を申し出ることとする。

15. 非常災害対策

- ① 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとるものとする。
- ② 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- ③ 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- ④ 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、当該計画に基づく防災訓練(消火、避難等)を年に2回以上行うこととする。

16. 事業所及びの従業者の守秘義務

- ④ 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者並びに身元引受人等の秘密を保持する。
- ⑤ 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者並びに身元引受人等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- ⑥ 事業所は利用者並びに身元引受人等に別途、個人情報に関する基本方針と利用目的を説明し、個人情報の使用について同意を得るものとする。

17. サービスに関する相談・苦情の受付

①サービス事業所

悠生園デイサービスセンター 本体事業所（事業所番号 4073200026）	
苦情担当	(生活相談員) 橋本 直美、井上 靖
苦情解決責任者	(管理者) 染川 伸幸
所在地	福岡県大野城市中2丁目3番1号 電話:092-504-5855 FAX:092-504-5602
受付曜日	月曜日～土曜日(日曜日・12/31～1/3 の年末年始を除く)
受付時間	8:30～17:30

悠生園デイサービスセンター サテライトだんらん（事業所番号 4073200026）	
苦情担当	(生活相談員) 馬場 大地、田中 恵
苦情解決責任者	(管理者) 染川 伸幸
所在地	福岡県大野城市中2丁目5番5号 電話:092-504-7060 FAX:092-504-7061
受付曜日	月曜日～土曜日(日曜日・12/31～1/3 の年末年始を除く)
受付時間	8:30～17:30

②行政機関、他苦情受付

大野城市役所 長寿支援課	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1860
春日市役所 高齢課	春日市原町3丁目1番5号	092-584-1111
太宰府市役所 健康福祉部 高齢支援課	太宰府市觀世音寺1丁目1番1号	092-921-2121
福岡市役所 保険福祉局介護保険課	福岡市中央天神1丁目8番1号	092-733-5452
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859
福岡県介護保険広域連合(粕屋支部)	糟屋郡久山町大字久原3168-1 粕屋医師会館広域施設3F	092-652-3111

18. 重要事項変更について

- ① 重要事項は必要に応じて変更いたします。
- ② 重要事項を変更する場合は、利用者もしくは身元引受人に説明の上、文書で取り交わします。

19. 法人経営でのその他運営事業

- ① 特別養護老人ホーム 悠生園
- ② 特別養護老人ホーム 悠生園 ユニット
- ③ 短期入所生活介護(ショートステイ)
- ④ 中央デイサービスセンター
- ⑤ 悠生園ケアプランセンター
- ⑥ 大野城市東地区地域包括支援センター
- ⑦ 大野城市中央地区地域包括支援センター

以上

*この重要事項説明書は、令和7年6月21日 現在のものです。

指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のサービスの開始に際し、本書に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 名称 悠生園デイサービスセンター（事業所番号 4073200026）

所在地 福岡県大野城市中2丁目3番1号

説明者

印

私は、本書に基づいて事業者から、重要事項の説明を受け、内容について承諾し、指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のサービスの提供に同意しました。

利用者 住 所

氏名

印

第一身元引受人 住 所

氏名

印

(続柄

)

第二身元引受人 住 所

氏名

印

(続柄

)

後見人 住 所

氏名

印

(続柄

)

(付表) 令和7年4月1日~

利用料金表

悠生園デイサービスセンター 事業所番号(4073200026)

1. 指定通所介護事業 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

大規模型通所介護(II)

1 単位あたりの単価 10.27 円 [地域区分加算(6 級地)]を乗じて算定

所要時間	要介護度	基本 単位 (送迎 含む) *1	加算			単位数 合計	介護職員 等 処遇改善 加算 I (概算) *4	利用者負担額 *5				
			入浴介 助加算 I *2	個別機 能訓練 加算 I 口 *3	サービ ス提供 体制加 算 I			1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)		
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	345				40	76	483	44	541	1,082	1,623
	要介護2	395						533	51	599	1,199	1,799
	要介護3	446						584	54	655	1,310	1,965
	要介護4	495						633	58	709	1,419	2,128
	要介護5	549						687	63	770	1,540	2,310
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	362				22		500	46	560	1,121	1,682
	要介護2	414						552	51	619	1,238	1,857
	要介護3	468						606	56	679	1,359	2,039
	要介護4	521						659	61	739	1,478	2,218
	要介護5	575						713	66	800	1,600	2,400
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	525				40	76	663	61	743	1,487	2,230
	要介護2	620						758	70	850	1,700	2,551
	要介護3	715						853	78	956	1,912	2,868
	要介護4	812						950	87	1,064	2,129	3,194
	要介護5	907						1,045	96	1,171	2,343	3,515
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	543				22		681	63	764	1,528	2,292
	要介護2	641						779	72	873	1,747	2,621
	要介護3	740						878	81	984	1,969	2,954
	要介護4	839						977	90	1,095	2,191	3,287
	要介護5	939						1,077	99	1,207	2,415	3,623
7 時間以上 8 時間未満	要介護1	607				40	76	745	69	835	1,671	2,507
	要介護2	716						854	79	958	1,916	2,874
	要介護3	830						968	89	1,085	2,171	3,256
	要介護4	946						1,084	100	1,215	2,431	3,647
	要介護5	1,059						1,197	110	1,342	2,684	4,026

- *1…送迎を利用しなかった場合は、片道 47 単位減算
- *2…入浴等の加算サービスを提供しなかった場合は、加算の算定なし
算定要件を満たした場合、入浴介助加算 II (1 回につき 55 単位)を算定
- *3…個別機能訓練加算計画書に基づき、機能訓練を行った場合の加算
場合によっては、個別機能訓練加算 I イ(1 回につき 56 単位)を算定
- *4…1 ヶ月の総単位数に応じて計算 (1 ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入
- *5…法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、介護保険法第 49 条の 2 に規定する
要介護被保険者及び第 59 条の 2 に規定する居宅要支援保険者は、その 2 割(または 3 割)の額とする。
- *6…算定要件を満たした場合、個別機能訓練加算 II (一月につき 20 単位)を算定
- *7…算定要件を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき 40 単位)を算定

※その他の費用

1.食事代	(本体事業所) 700 円(1 回あたり)・ (サテライトだんらん) 600 円(1 回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120 円程度)、パット代(30 円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700 円(1 回あたり)・ (サテライトだんらん) 600 円(1 回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

悠生園デイサービスセンター サテライトだんらん 利用料金表

2. 指定通所介護事業 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

大規模型通所介護(II)

1 単位あたりの単価 10.27 円 [地域区分加算(6 級地)]を乗じて算定

所要時間	要介護度	基本 単位 (送迎含 む) *1	加算		単位数 合計	介 護 職 員等 処遇改 善 加算 I (概算) *3	利用者負担額 *4		
			入浴介 助加算 I *2	サ 一 ビス提 供 体 制 加 算 I			1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
3 時間以上 4 時間未満	要介護1	345			407	37	455	911	1,367
	要介護2	395			457	42	512	1,024	1,537
	要介護3	446			508	47	569	1,139	1,709
	要介護4	495			557	51	624	1,248	1,873
	要介護5	549			611	56	685	1,370	2,055
4 時間以上 5 時間未満	要介護1	362			424	39	475	951	1,426
	要介護2	414			476	44	534	1,068	1,602
	要介護3	468			530	49	596	1,189	1,783
	要介護4	521			583	54	654	1,308	1,962
	要介護5	575			637	59	714	1,429	2,144
5 時間以上 6 時間未満	要介護1	525			587	54	658	1,316	1,974
	要介護2	620			682	63	765	1,530	2,295
	要介護3	715			777	71	870	1,741	2,612
	要介護4	812			874	80	979	1,959	2,939
	要介護5	907			969	89	1,086	2,173	3,259
6 時間以上 7 時間未満	要介護1	543			605	56	678	1,357	2,036
	要介護2	641			703	65	788	1,577	2,366
	要介護3	740			802	74	899	1,799	2,698
	要介護4	839			901	83	1,010	2,021	3,031
	要介護5	939			1,001	92	1,122	2,245	3,367
7 時間以上 8 時間未満	要介護1	607			669	62	750	1,501	2,252
	要介護2	716			778	72	872	1,745	2,618
	要介護3	830			892	82	1,000	2,000	3,000
	要介護4	946			1,008	93	1,130	2,261	3,392
	要介護5	1,059			1,121	103	1,257	2,514	3,771

- *1…送迎を利用しなかった場合は、片道 47 単位減算
- *2…入浴等の加算サービスを提供しなかった場合は、加算の算定なし
算定要件を満たした場合、入浴介助加算 II (1 回につき 55 単位)を算定
- *3…1 ヶ月の総単位数に応じて計算 (1 ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入
- *4…法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、介護保険法第 49 条の 2 に規定する要介護被保険者及び第 59 条の 2 に規定する居宅要支援保険者は、その 2 割(または 3 割)の額とする。
- *5…算定要件を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき 40 単位)を算定

※その他の費用

1.食事代	(本体事業所) 700 円(1 回あたり)・(サテライトだんらん) 600 円(1 回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120 円程度)、パット代(30 円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700 円(1 回あたり)・(サテライトだんらん) 600 円(1 回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

以上

3. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（大野城市）

1単位あたりの単価 10.27円〔地域区分加算(6級地)〕を乗じて算定

(1)通所型サービス(国基準) 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算	単位数 合計	利用者負担額		
		サービス 提供体制強化 加算 I ＊1		1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
事業対象者・要支援1 (5回以上/月)	1,798	88	1,886	1,936	3,873	5,810
事業対象者・要支援2 (9回以上/月)	3,621	176	3,797	3,899	7,799	11,698

<1回当たり>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算	単位数 合計	利用者負担額		
		サービス 提供体制強化 加算 I ＊1		1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
事業対象者・要支援1 (4回まで/月)	436	88	524	538	1,076	1,614
事業対象者・要支援2 (8回まで/月)	447	176	623	639	1,279	1,919

*1…月単位

*介護職員等処遇改善加算I(1ヶ月の総単位数に応じて計算)

(1ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入の金額が上記に加わります。

*算定期件を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき40単位)を算定

*送迎を利用しなかった場合は、片道47単位減算

(2)通所型サービスA(緩和した基準) 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)			単位数 合計	利用者負担額		
					1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
事業対象者・要支援1 (5回以上/月)	1,618	-	-	1,618	1,661	3,323	4,985
事業対象者・要支援2 (9回以上/月)	3,259	-	-	3,259	3,346	6,693	10,040

<1回当たり>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)			単位数 合計	利用者負担額		
					1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
事業対象者・要支援1 (4回まで/月)	392	-	-	392	402	805	1,207
事業対象者・要支援2 (8回まで/月)	402	-	-	402	412	825	1,238

*送迎を利用しなかった場合は、片道42単位減算

(3)その他の費用

1.食事代	(本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120円程度)、パット代(30円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

以上

4. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（福岡市）

1 単位あたりの単価 10.45 円 [地域区分加算(5級地)]を乗じて算定

(1) 介護予防型通所サービス 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算 サービス 提供体制強化 加算 I *1	単位数 合計	利用者負担額		
				1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
事業対象者・要支援1	1,798	88	1,886	1,970	3,941	5,912
要支援2 (週2回程度)	3,621	176	3,797	3,967	7,935	11,903
要支援2 (週1回程度)	1,798	88	1,886	1,970	3,941	5,912

*1…月単位

*介護職員等処遇改善加算I(1ヶ月の総単位数に応じて計算)

(1ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入の金額が上記に加わります。

*算定要件を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき40単位)を算定

*送迎を利用しなかった場合は、片道47単位減算

(2) その他の費用

1.食事代	(本体事業所) 700 円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600 円(1回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120円程度)、パット代(30円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700 円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600 円(1回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

以上

5. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（太宰府市）

1単位あたりの単価 10.27円〔地域区分加算(6級地)〕を乗じて算定

(1)通所型サービス(国基準) 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算 サービス 提供体制強化 加算 I ＊1	単位数 合計	利用者負担額		
				1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
要支援1 (5回以上/月)	1,798	88	1,886	1,936	3,873	5,810
要支援2 (9回以上/月)	3,621	176	3,797	3,899	7,799	11,698

<1回当たり>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算 サービス 提供体制強化 加算 I ＊1	単位数 合計	利用者負担額		
				1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
要支援1 (4回まで/月)	436	88	524	538	1,076	1,614
要支援2 (8回まで/月)	447	176	623	639	1,279	1,919

*1…月単位

*介護職員等処遇改善加算I(1ヶ月の総単位数に応じて計算)

(1ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入の金額が上記に加わります。

*算定要件を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき40単位)を算定

*送迎を利用しなかった場合は、片道47単位減算

(2)通所型サービスA(緩和した基準) 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)			単位数 合計	利用者負担額		
					1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
事業対象者・要支援1 (5回以上/月)	1,747	-	-	1,747	1,794	3,588	5,382
事業対象者・要支援2 (9回以上/月)	3,519	-	-	3,519	3,614	7,228	10,842

<1回当たり>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)			単位数 合計	利用者負担額		
					1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
事業対象者・要支援1 (4回まで/月)	423	-	-	423	434	868	1,303
事業対象者・要支援2 (8回まで/月)	434	-	-	434	445	891	1,337

*送迎を利用しなかった場合は、片道43単位減算

(3)その他の費用 (上記(1)(2)共通)

1.食事代	(本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120円程度)、パット代(30円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

以上

6. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 (春日市)

1単位あたりの単価 10.45円 [地域区分加算(5級地)]を乗じて算定

(1)通所型サービス(国基準) 利用料

<月単位>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算	単位数 合計	利用者負担額		
		サービス 提供体制強化 加算 I *1		1割負担 の場合 (円/月)	2割負担 の場合 (円/月)	3割負担 の場合 (円/月)
事業対象者・要支援1 (5回以上/月)	1,798	88	1,886	1,970	3,941	5,912
事業対象者・要支援2 (9回以上/月)	3,621	176	3,797	3,967	7,935	11,903

<1回当たり>

対象者	<月単位> 基本 単位 (送迎含む)	加算	単位数 合計	利用者負担額		
		サービス 提供体制強化 加算 I *1		1割負担 の場合 (円/回)	2割負担 の場合 (円/回)	3割負担 の場合 (円/回)
要支援1 (4回まで/月)	436	88	524	547	1,095	1,642
要支援2 (8回まで/月)	447	176	623	651	1,302	1,953

*1…月単位

*介護職員等処遇改善加算 I (1ヶ月の総単位数に応じて計算)

(1ヶ月の総利用単位数) × (92/1,000) 端数四捨五入の金額が上記に加わります。

*算定期間を満たした場合、科学的介護推進体制加算(一月につき40単位)を算定

*送迎を利用しなかった場合は、片道47単位減算

(2)その他の費用

1.食事代	(本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
2.オムツ代等(実費)	(本体事業所・サテライトだんらん) 紙オムツ(120円程度)、パット代(30円程度)
3.食事キャンセル料	ご利用当日の8時30分までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、 当日分のキャンセル料(昼食代)を申し受けます。 (本体事業所) 700円(1回あたり)・(サテライトだんらん) 600円(1回あたり)
4.その他	(本体事業所・サテライトだんらん) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

以上

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 悠生会 悠生園デイサービスセンター(以下、「事業者」という)は、事業者が保有する利用者等の個人情報に関して、適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルールと体制を確立し、個人情報に関する法令、その他関係法令、及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることとします。

1. 個人情報の適切な取得・利用・開示

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知、または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③事業者と事業者が連携する医療・介護関係事業所は、相互に個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、適切な取り扱いを行います。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①事業者は個人情報保護の取り組みを全ての職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規則等を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防、及び是正のため、事業者において規則等を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

事業者は契約者が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

4. 苦情の対応

事業者は個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 悠生会 悠生園デイサービスセンターは、個人情報保護法、及び契約者の権利と尊厳を遵守し、さらにその安全管理に配慮する為、「個人情報に関する基本方針」に基づいて、契約者の個人情報の利用目的を下記に示します。

- (1) 管理・運営業務にかかる名簿の作成・保管
- (2) 提供したサービスに関する請求業務等の介護保険事務・保管
- (3) 契約に関する契約書・同意書の書類作成
- (4) サービスの適切な提供の為の、他事業所との連絡(サービス担当者会議等)や照会等
- (5) 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡
- (6) 身元引受人等への利用者の心身の状況やサービスの利用状況説明
- (7) 事故・苦情等の報告作成
- (8) 損害賠償等に関わる保険会社等への相談・届出等
- (9) 関係する介護・福祉・医療事業者等の事業者のサービスの資質向上に関する事
- (10)行政に関する申請書類等の作成

以上

個人情報に関する使用同意書

令和 年 月 日

私は事業者から、「個人情報に関する基本方針」及び「個人情報の利用目的」の説明を受け、個人情報の使用について同意いたします。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

第一身元引受人 住 所

氏 名 _____ 印 _____
(続柄) _____)

第二身元引受人 住 所

氏 名 _____ 印 _____
(続柄) _____)

後見人 住 所

氏 名 _____ 印 _____
(続柄) _____)

事業者 名 称 悠生園デイサービスセンター (事業所番号 4073200026)
所在地 福岡県大野城市中2丁目3番1号

説明者 _____ 印 _____

